

## 愛知産業大学 校友会会則

### 第1章 総則

第1条 本校友会は、愛知産業大学校友会（以下、「本会」と称する）と称する。

第2条 本会の事務所は、愛知産業大学内におく。

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- ① 会員名簿の発行
- ② 会誌等の発行
- ③ 本会のもとにある組織に対する援助
- ④ 会員の懇親
- ⑤ 奨学制度の運営
- ⑥ その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

### 第2章 会員及び組織

第5条 本会の会員は、次の各号に定めるところとする。

- ① 正会員
  - ② 準会員
  - ③ 特別会員
  - ④ 賛助会員
- 2 愛知産業大学の卒業生を正会員とする。
  - 3 愛知産業大学に在籍中の学生は準会員とする。
  - 4 愛知産業大学に在職中の教職員は特別会員とする。
  - 5 愛知産業大学の卒業生に関連する事業所等の代表者は、賛助会員とすることができる。
  - 6 会員のうち、本会の体面を汚した者は、役員会の承認を得て除名することができる。

第6条 本会のもとに、本会の目的に沿った組織をおく。

- 2 本会の運営について、常任役員会において必要と認める場合は、専門の委員をおくことができる。

### 第3章 役員

第7条 本会に次の各号の役員を置く。

- ① 役員
  - ② 常任役員
- 2 役員は、正会員又は特別会員より選出する。選出に関する事項は別に定める。
  - 3 本会の支部長は役員とする。
  - 4 常任役員は、次の各号に定めるところとする。
    - ① 会長 1名
    - ② 副会長 3名以内
    - ③ 幹事長 1名

- ④ 幹 事 若干名
- ⑤ 書 記 1名
- ⑥ 会 計 1名
- ⑦ 会計監事 2名
- ⑧ 参 与 3名以内
- ⑨ 相 談 役 1名

第8条 会長は、役員会にて正会員の中から選出する。

2 常任役員は、正会員又は特別会員の中から、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

第9条 会長は、本会を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 幹事長は会務を統轄する。

4 参与は会務に参画する。

5 その他の常任役員は会務を分担処理する。

第10条 常任役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 常任役員のうち、本会の体面をいぢるしくそこなうと役員会で認められた者は、任期にかかわらず解任することができる。

#### 第4章 会議

##### (役員会)

第11条 役員会は、本会の最高議決機関とする。

2 役員会は、第7条第1項の役員及び常任役員を以て構成する。

3 役員会は、原則として毎年5月に会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認める場合には、臨時役員会を招集することができる。

4 役員会の議長は、会長が指名する。

5 役員会は、その構成員の過半数の出席により成立する。

6 役員会の議事は出席役員の過半数を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

ただし、会則の改正に関する議事については第21条に定めるところによる。

7 役員会の議事事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 予算及び決算の承認に関すること
- (2) 事業の計画と運営に関すること
- (3) 常任役員就任の承認に関すること
- (4) 会員の除名又は常任役員の解任に関すること
- (5) 入会金及び会費の改定に関すること
- (6) その他、会長が特に重要と認める事項

8 会長が必要と認めるときは、会員を役員会に出席させることができる。

##### (常任役員会)

第12条 常任役員会は、本会の最高執行機関とする。

- 2 常任役員会は、常任役員を以て構成する。
- 3 常任役員会は、必要に応じて会長が随時招集する。
- 4 常任役員会の議長は、原則として会長が務めるものとする。ただし、会長の判断により、会長が指名した者が務めることもできる。
- 5 常任役員会は、その構成員の過半数により成立する。
- 6 常任役員会の議事は出席常任役員の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 7 常任役員会の議事事項は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 事業の運営を専門の委員に委任すること
  - (2) 第17条に定める寄付金等の収受に関すること
  - (3) 支部の設置に関すること
  - (4) 本会の運営上必要と認める規則等を制定すること
  - (5) その他、会長が会務の執行上必要と認める事項
- 8 前条第8項の規定は、常任役員会についても適用される。

(総会)

第13条 総会は必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会の議長は会長が指名する。
- 3 総会の議事は、出席員数の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

## 第5章 会計

第14条 本会の収入は、次の各号のとおりとする。

- ① 入会金
- ② 会費
- ③ 寄付金又は補助金
- ④ 資産から生じる果実
- ⑤ その他の収入

第15条 本会に入会するときは、別に定める額の入会金を納めるものとする。

- 2 既納の入会金は返還しない。

第16条 正会員及び準会員は、別に定める額の会費を納めるものとする。

- 2 特別会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は返還しない。

第17条 次の各号の収受には、常任役員会の承認を受けなければならない。

- ① 寄付金又は補助金
- ② その他、当然の収入以外の収入

第18条 会長は、翌年度の収支予算案を役員会に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 会長は当該年度の収支決算を、会計監事の監査を受けたうえで役員会に提出し、その承認を得るものとする。
- 3 前項の収支決算に必要な書類は、収支決算書とする。
- 4 役員会にて承認を得た当該年度の収支決算は、適切なる方法によって会員に通知しなければならない。

## 第6章 支部

(支部の設置)

第19条 本会は、地域を単位として支部を設置することができる。

- 2 支部の設置に関する事項は、支部設置規則及び同細則に定める。

## 第7章 雑則

第20条 本会の会計年度及び事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 この会則の改正には、役員4分の3以上が出席した役員会において、出席役員4分の3以上の承認を必要とする。

第22条 会則改正等の事項は、所定の掲示板に公示するか、又は会誌に掲載する。

第23条 本会の運営上必要があると認める場合には、常任役員会において、別に規則等を定めることができる。

## 附 則

- 1 この会則は平成7年4月1日から施行する。
- 2 第7条の一部を次のように改正し平成15年6月18日から施行する。 抄